

大阪府電子入札心得（委託役務関係）

平成17年11月11日策定
平成20年1月30日改正
平成20年4月1日改正
平成21年8月18日改正
平成22年4月1日改正
平成22年12月1日改正
平成23年4月1日改正
平成24年11月1日改正
平成25年1月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年1月1日改正
平成27年7月28日改正
平成28年4月1日改正
平成29年2月17日改正
令和元年8月26日改正
令和2年12月25日改正
令和7年1月6日改正
令和7年4月1日改正

（趣 旨）

第1条 この心得は、大阪府が大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）を用いて行う委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

※大阪府電子契約システム (<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>)

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同政令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。

3 入札参加者は、入札手続に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを避けなければならない。

4 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札手続をしなければならない。

5 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律

第102号)及び電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)(以下「電子署名法等」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札書に記載する金額(以下「入札金額」という。)又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 5 入札参加者は、入札手続きにおいて、次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 談合その他不正行為により入札手続を行うこと
 - (2) 同一の入札手続において、自己のほか、他人の代理人を兼ねること
 - (3) 同一の入札手続において、2以上の代理人となること
 - (4) システムの不正な利用及びICカードの不正な使用を行うこと

(関係会社の参加制限)

第3条の2 入札参加者は他の入札参加者との関係において、次の各号のいずれかに該当する場合、同一の入札についてそのうちの1者しか参加することができない。なお、入札参加者が上記を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは第3条第2項に該当するものではない。

- (1) 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等(以下「子会社等」という。)と同条第4号の2に規定する親会社等(以下「親会社等」という。)の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
 - ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員
 - ④ 組合の理事
 - ⑤ その他①から④までに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- (6) 事業所を同じくする場合
- (7) その他入札の公正さが阻害されると認められる関係にある場合

(入札の手続き等)

第4条 システムを利用できる者は、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載された者(その者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該法人の代表者をいう。)、又は当該代表者から入札参加資格確認申請、入札・見積権限について委任を受けた者(以下「システム利用者」という。)とする。

- 2 前項に規定するシステム利用者は、電子署名法等に基づく電子証明書(以下「ICカード」という。)を取得し、大阪府にICカード登録をしておかななければならない。

(入札参加資格等)

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令及び財務規則に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を大阪府に提出しなければならない。

- 2 大阪府は、入札参加資格の一部について、システムによる自動審査を行い、その結果に基づき、入札参加資

格の有無を記載した参加資格確認通知書を入札参加者にシステムにより交付する。

- 3 大阪府は、開札後、落札候補者となった者に対しては、入札参加資格のうち、前項に規定する自動審査を行った項目とともに、それ以外の入札参加資格に関する項目について事後審査を実施する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
 - (2) 公告の日から開札の日までの間に入札参加資格を取り消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(調査資料の提出) ※低入札価格調査制度を採用する入札のみ該当

- 第6条 低入札価格調査制度を採用する入札において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した落札候補者(予定価格を入札執行前に公表する場合には、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した入札参加者)は、低入札価格調査に必要な資料(以下「調査資料」という。)を指定した日時までに提出しなければならない。ただし、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱(委託役務業務)(以下、「低入札要綱」という。)第4条第2項第1号の規定により入札書が無効となった者はこの限りではない。
- 2 調査資料は、入札説明書等の規定に従って作成し、提出しなければならない。
 - 3 調査資料について、大阪府総務部契約局競争入札審査会において、「低入札要綱」に基づき調査及び審査を行う。

(入札書の提出)

- 第7条 第5条第2項に規定する自動審査の結果、入札参加資格が「有」とされた入札参加者は、定められた期間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

- 第8条 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 第3条第5項、第3条の2各号及び第5条第4項のいずれかに該当する場合の入札
 - (2) 所定の日時、場所に提出しない者のした入札
 - (3) 入札手続に関する権限を委任されていない代理人のした入札
 - (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札
 - (5) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
 - (6) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 事後審査に必要な書類を、指定した日時までに提出しない者のした入札
 - (9) 調査資料を提出しない者が低入札価格調査基準価格未満の価格でした入札
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(入札書の錯誤)

- 第9条の2 入札参加者は、開札日の前日(平成元年大阪府条例第2号大阪府の休日に関する条例第2条に規定する休日(以下、「休日等」という。)を除く。)の午後4時までに、入札参加者の提出した入札書に明らかに錯誤がある場合は、直ちにその旨を申し出ることができる。
- 2 前項の申出を行った者は、直ちに当該入札書に錯誤があることについて、弁明書を提出しなければならない。
 - 3 大阪府は、前項の規定により弁明書の提出を受けたときは、内容について事情聴取し当該入札を無効とすることができる。
 - 4 前項の規定により、当該入札を無効とした者が、最低価格で入札をした者である場合、予定価格の制限の範囲内であり、かつ当該無効とした者に次ぐ価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、他に落札候補者とすべき者がいないときは、再度入札を行い、又は入札を取り止める。

(失 格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札において、低入札要綱第5条各号のいずれかに該当する者
- (2) 低入札価格調査制度を採用した入札において、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる入札をした者
- (3) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者
- (4) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者（共同企業体の場合は共同企業体の構成員、又は業務を提携して参加する者の場合は業務提携書に記載の業務提携者のいずれかの者）
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
 - ウ 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (5) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(異議の申立)

第11条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(苦情処理)

第12条 開札は、指定した日時に行い、開札の結果をシステムにより公表するものとする。ただし、公正入札調査を行う場合等、必要があると認める場合は、公開しないことがある。

(その他)

第13条 入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

附 則

- 1 平成26年1月1日以降の公告で平成26年3月31日までに委託業務の履行を完了するものについては、なお、平成25年4月1日改正版によるものとする。